

管内旅費の支給事務の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | | | | | 監査の結果 | 措置の内容 | |
|--------|--|-------------|-------------|------------|--------|---|---|------------|
| 中之島図書館 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、出張経路を誤って入力したまま承認されたものがあるにもかかわらず、旅費支出の決裁を行ったため、旅費が誤支給となっていた。 | | | | | <p>【是正を求めるもの】 速やかに誤支給の旅費について是正措置を講じられたい。 管内出張に係る旅行命令の登録及び承認時には、重複入力がないか、経路が誤っていないか確認するよう周知されたい。 また、管内旅費の支出命令の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、誤った申請があった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>誤支給のあった旅費について、追給及び戻入手続をそれぞれ行った。今後、管内出張に係る旅行命令の登録及び承認時には、重複入力がないか、経路が誤っていないかを確認するよう周知した。また、管内旅費の決裁に当たっては、申請に誤りがないかという視点でも旅費明細内訳書を確認し、重複入力等が疑われるものがあった場合は、申請者に対して確認するなど、適正な事務処理に努める。</p> | |
| | 職員名 | 旅行日 | 旅行命令 | | 過払い旅費額 | | | 支給誤りの原因 |
| | | | 当初入力日 | 重複入力日 | | | | |
| | A | 平成25年6月15日 | 平成25年6月11日 | — | 230円 | | | 経路の一部を重複入力 |
| | | 平成25年6月24日 | 平成25年6月17日 | — | ▲230円 | | | 経路の一部を入力漏れ |
| | B | 平成25年7月2日 | 平成25年6月26日 | 平成25年6月28日 | 920円 | | | 重複入力 |
| | C | 平成25年9月20日 | 平成25年9月3日 | 平成25年9月20日 | 920円 | | | 重複入力 |
| D | 平成25年10月17日 | 平成25年10月17日 | 平成25年10月17日 | 920円 | 重複入力 | | | |

管外旅費の支給事務の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|---------|------------|--------|-------|----------|------------|--------------------|------------|---------|-------------------|---------|------------|---------|------------|---------|---|---|--|
| 中之島図書館 | <p>職員Aが新幹線を利用して管外出張した際に、復路は通常期にもかかわらず、閑散期で特急料金を算出して旅費を支給していた。 また、職員Bが新幹線の特急料金を誤って申請した管外旅費が承認され、支給されていた。</p> <table border="1" data-bbox="433 617 1638 802"> <thead> <tr> <th>職員名</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>正規旅費額</th> <th>過払い旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成25年11月21日から同月22日</td> <td>38,810円</td> <td>39,010円</td> <td>▲200円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成25年9月10日</td> <td>30,570円</td> <td>30,160円</td> <td>410円</td> </tr> </tbody> </table> | 職員名 | 旅行日 | 旅費支給額 | 正規旅費額 | 過払い旅費額 | A | 平成25年11月21日から同月22日 | 38,810円 | 39,010円 | ▲200円 | B | 平成25年9月10日 | 30,570円 | 30,160円 | 410円 | <p>【是正を求めるもの】 速やかに誤支給となっている旅費額の是正措置を講じるとともに、管外旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>誤支給のあった旅費について、追給及び戻入手続をそれぞれ行った。 本件を受けて、改めて関係規程等の確認を行い、今後、管外旅費の支給事務に当たっては、旅費明細内訳書の確認を徹底し適正な事務処理に努める。</p> | |
| 職員名 | 旅行日 | 旅費支給額 | 正規旅費額 | 過払い旅費額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 平成25年11月21日から同月22日 | 38,810円 | 39,010円 | ▲200円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| B | 平成25年9月10日 | 30,570円 | 30,160円 | 410円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中之島図書館 | <p>管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="424 1014 1629 1220"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立国会図書館他</td> <td>平成25年7月19日</td> <td>29,040円</td> <td>平成25年8月27日</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>平成25年6月27日から同月28日</td> <td>37,500円</td> <td>平成25年8月27日</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>平成25年7月19日</td> <td>28,580円</td> <td>平成25年8月27日</td> </tr> </tbody> </table> | 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 | 国立国会図書館他 | 平成25年7月19日 | 29,040円 | 平成25年8月27日 | 同上 | 平成25年6月27日から同月28日 | 37,500円 | 平成25年8月27日 | 同上 | 平成25年7月19日 | 28,580円 | 平成25年8月27日 | <p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第47条の規定に違反している。 概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続について、全職員の理解を深められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div> | <p>今後、同様の事案が生じないように概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続について、全職員に伝え理解を深めた。</p> |
| 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国立国会図書館他 | 平成25年7月19日 | 29,040円 | 平成25年8月27日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同上 | 平成25年6月27日から同月28日 | 37,500円 | 平成25年8月27日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同上 | 平成25年7月19日 | 28,580円 | 平成25年8月27日 | | | | | | | | | | | | | | | | |